

平成 19 年度中小企業対策に関する要望 ～ 成長力強化を目指した地域交流の促進～

大阪商工会議所

わが国経済は、ようやく景気回復が軌道に乗りつつあるものの、依然として事業規模・業種によるばらつきが顕著であり、今後は経済の幅広い底上げを図ることが肝要である。

中小企業においては、景況改善の動きが見られるものの、原油価格の高騰や金利上昇などの影響が懸念される状況にある。こうした中、事業深化や新分野進出など、積極経営に乗り出す企業も増加しつつあり、政府はこれらの動きを的確に捉え、さらなる成長力強化を目指してチャレンジする中小企業の支援を強化するとともに、地域資源を活用した新産業創造や、国内外の産業集積地間の交流に資する施策拡充を図ることが急務である。

かかる観点から、下記の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

・ 地域産業の集積強化と交流による新たな価値の創造

1. 国際競争力ある産業集積の形成・交流支援

わが国経済が今後も安定的に成長を遂げるためには、中小企業を核とした地域の産業振興が不可欠である。そこで、地域資源を活用した産業活性化に取り組み、国際競争力ある産業集積を戦略的に形成するとともに、地域間交流により新たな価値を創造する取り組みを支援されたい。

(1) 複数市町村単位での産業振興策の支援

少子高齢化・人口減少時代を迎え、一層厳しくなる財政状況の下で地域活力を維持するためには、隣接する市町村それぞれが道路、港湾、上下水道、試験研究機関などを有する一自治体完結型の産業振興策の転換が求められている。今後は、同一経済圏を成す自治体が連携して社会資本の重複投資を避け、既存施設の集約化などにより有効利用を図る広域連携型産業振興策に切り替える必要がある。こうした自主的な取り組みを促進するため、複数市町村単位での産業振興に対し金融面などでの支援措置を講じられたい。

(2) モノづくり集積の形成促進

世界最速高精度試作サイバー工業団地プロジェクトの創設

量産品・普及品生産などの面で躍進著しい中国や韓国などの製造業に対抗して、わが国中小製造業が生き残るためには、個々の企業が有する高度部材・基盤技術関連の強みを束ね、国内外からの受注試作品を最速かつ高精度で仕上げる体制を築くことが重要である。

そのためには、機械、金属・素材、金属加工・素材加工などの中小企業による連携を促進し、グループ内企業が相互に工場見学し、技術や生産性向上について助言しあうことや、技術・設備のデータベースの構築、グループの存在を国内外に発信するためのポータルサイト構築などの取り組みが必要である。そこで、例えば、こうしたグループを全国で10件程度を認定し、活動費を助成する制度を創設されたい。

成果重視のクラスター支援

地域特性・資源を生かした国際競争力ある産業育成を支援する経済産業省の産業クラスター計画、文部科学省の知的クラスター創成事業における成果を検証するとともに、効果的な取り組みが行われている地域を対象に、重点的な支援を拡充されたい。

実用化技術開発の支援強化

クラスター内における中小企業の実用化技術開発への支援を強化するため、地域新生コンソーシアム研究開発事業と地域新規産業創造技術研究開発事業の連続的運用を可能とするとともに、両制度の予算を拡充されたい。

新連携対策事業の拡充

中小企業の新たな事業活動を包括的に支援する異分野連携新事業分野開拓（新連携）事業の予算を拡充するとともに、その認定事業の中でさらに優れた事業を顕彰するなどして、そのブランド価値向上を支援されたい。

中小製造業の集積自治体を実施する販路開拓事業への支援

自治体が地域内に集積する中小製造業を組織し、国内外の大企業への販路開拓支援事業を実施する場合、自治体と大企業との事前交渉や商談会開催に要する費用を助成する制度を創設されたい。

地域産業集積活性化法の延長・拡充

地域における産業集積の自立的発展を促進するため、平成19年6月11日で期限切れとなる地域産業集積活性化法の適用期限を延長されたい。また、技術水準の向上と企業連携の強化を支援するため、同法に基づく支援措置として技術コーディネーター派遣制度を創設されたい。

(3) まちづくりと一体となった商業集積の形成推進

まちづくり三法改正の周知徹底

改正まちづくり三法の円滑な運用を図るため、その意義・内容や関連施策について、都道府県、市町村への周知徹底を図るとともに、住民主体のまちづくりに取り組む地域を支援されたい。

地域コーディネータ人材育成プログラムの創設・支援

まちづくり三法を活用し、賑わいのある中心市街地を形成するためには、地域とのパイプ役・コーディネータとなる人材が不可欠である。その担い手づくりを目指し、おもに商店街リーダーを対象とした人材育成プログラムを構築されたい。あわせて地域で取り組む人材育成プログラムを積極的に支援されたい。

JAPANブランド育成支援事業の拡充

地域中小企業のブランド力向上を支援するJAPANブランド育成支援事業については、その支援対象を個別商品の開発・販路開拓のみに限定せず、地域全体のブランド価値向上に資する環境整備事業にまで拡充されたい。

(4) 特定産業競争力強化促進事業の創設

国際競争力の強化が求められている産業分野(農業、医療、環境等)の底上げを図るべく、異業種企業からの参入を受入れるための規制緩和を推進するとともに、競争力強化につながる新たなビジネスモデルの創出や製品・技術開発を促すための支援措置を講じられたい。

(5) 地域間交流支援制度の創設

国内外の産業集積地間の交流促進により、各地域の相互補完、新たな技術開発・商品創出・販路拡大、産業観光など新たなサービス産業の創出など、さらなる競争力強化が期待できることから、商工会議所などが実施する地域間交流事業を対象にした支援制度を創設されたい。

(6) 地域資源活用支援プログラムの創設

国際競争力を有する産業集積の形成を促進するため、地域経済の太宗を支える中小企業を対象に、地域資源を活用した新事業展開のための情報提供、コンサルティング、資金支援など、総合的な施策をワンストップで提供する体制を構築されたい。

2. モノづくり技術の強化

モノづくり技術の国際競争力を強化するためには、まず、土台となる基盤技術の高度化が不可欠であり、中小製造業における技術伝承、生産性の向上・新製品展開などをサポートする施策の拡充が望まれる。さらに、知的財産の創造・活用促進に資する施策展開を図られたい。

(1) 基盤技術の技能伝承の支援

熟練技術者派遣制度の創設

団塊世代の定年退職に伴い、円滑な技能伝承が危惧されていることから、基盤技術や生産工程管理に関する技能検定資格保有者など、当該分野における熟練技能者(企業OBなども含む)を中小企業に長期派遣する制度を創設し、若手人材の育成、ノウハウ共有による生産性向上を図られたい。

中小企業基盤技術継承支援事業の活用促進

中小製造業の熟練技能者が保有する技能・技術・ノウハウなどを蓄積するソフトウェアの開発・普及を図る中小企業基盤技術継承支援事業の活用を促進するため、導入予定企業を対象にした研修制度やアドバイザー派遣制度を創設されたい。

技術指導者を対象としたリカレント教育制度の創設

中小製造業が求める技術力ニーズに対応し、知識や技能の陳腐化を防止するため、

若手人材の育成を担う工業高等専門学校・公立工業高校の教員、中小企業支援センターなどで技術相談に応じる技術アドバイザーなど、技術指導者を対象にしたリカレント教育制度を創設されたい。

(2) 生産性の向上・新製品展開の支援

安全化対策投資助成制度の創設

中小製造業における事故発生率を減少させるため、労働災害防止に向けた安全管理体制強化に関する設備投資資金を助成する制度を創設されたい。

温室効果ガス対策への支援

経済や国民生活に大きな影響を及ぼす温室効果ガスの排出抑制については、中小企業の自主的、前向きな取り組みを後押しすべく、政府系金融機関における資金面の援助や技術開発への支援措置を講じるとともに、エネルギーの効率利用を促進する設備導入を促すエネルギー需給構造改革投資促進税制の拡充を図られたい。

試作品開発・評価支援制度の創設

新技術や独自のノウハウを生かした製品開発に取り組む中小企業を支援するため、試作品開発費用の助成制度を創設されたい。また、制度運用においては、不採択となった案件についても技術評価をフィードバックするなど、技術力向上を促す仕組みづくりを講じられたい。

新製品の販路開拓に資する人材の育成・確保の支援

優れた技術力・商品力を持ちながらも、マーケティング分野におけるノウハウが乏しく、販路開拓が困難な中小企業を支援するため、販路開拓コーディネート事業を拡充されたい。具体的には、事業利用における一定の受益者負担の導入によるサービス向上を図られたい。

中小企業技術革新制度（SBIIR）の拡充

中小企業の技術力向上、研究開発を支援するため、中小企業技術革新（SBIIR）制度の支出目標額の拡大を図るとともに、実施にあたっては周知・募集期間を十分確保し、きめ細かな情報提供により中小企業の利便性向上に努められたい。

(3) 知的財産の創造・活用促進

知的財産の流通促進に資する税制の創設

知的財産の流通・活用を促進するため、知的財産を譲渡する際の所得課税を軽減し、買取り費用の一定割合を税額控除または特別償却できる制度を創設されたい。

中小企業の知的財産権侵害被害への対応支援

知的財産の侵害被害に遭っても適切な対応をとることが困難な中小企業を支援するため、中小企業の知的財産訴訟費用に対する貸付制度や訴訟費用を損金として積み立てることができる準備金制度を創設されたい。また、海外で知的財産を侵害された場合の現地調査費用を助成する制度を設けられたい。

3. 賑わいづくりへの環境整備

都市の魅力や賑わいづくりにおいて、サービス産業・商業の果たす役割は大きい。サービス産業における生産性向上に資する顕彰制度を創設するとともに、今後、特に成長が期待されるツーリズム分野については、重点的な支援を図られたい。また、都市の新陳代謝を促す基盤整備を拡充されたい。

(1) 生産性の高いサービス事業者の顕彰制度の創設

サービス産業の生産性向上を目指し、地域において優れたサービスを提供する事業者を顕彰し、他のベンチマークとなるよう「元気なサービス産業100社」などを選定する制度を創設されたい。

(2) ツーリズム産業の振興

観光統計の早期整備

地域の観光振興施策を推進するため、観光実態の正確な把握や、統一的基準による地域間比較が可能となる観光統計を早期に整備されたい。

産業観光振興制度の創設

地域産業を見学・体験するための拠点整備、建物・機械などの保存・活用、健康サービス提供など新たなコンテンツを組み入れた観光モデルコースの設定などを支援するため、これら産業観光資源の開発費用を助成する制度を創設し、産業観光の振興を通じた地域中小企業の支援を図られたい。

観光人材の確保・育成への支援

地域の観光資源を効果的にPRできる人材の確保・育成を支援するため、商工会議所などが創設・施行する観光関連検定試験への助成制度を創設されたい。

観光ルネサンス補助制度・サービス産業創出支援事業の拡充

観光産業振興に取り組む地域を支援する観光ルネサンス補助制度、サービス産業創出支援事業の予算を拡充するとともに、その採択に当たっては、支援対象が生み出す付加価値の大きさや社会的な波及効果を重視した効果的な予算配分を図られたい。

(3) 都市の新陳代謝を促す基盤整備の促進

中小企業事業承継支援協議会の創設

地域産業の新陳代謝を促進するため、事業承継・転廃業に関するセミナーやコンサルティング、後継人材の育成・マッチング、M&Aの普及促進・マッチングなどをワンストップで行う中小企業事業承継支援協議会を創設されたい。

固定資産税の軽減

都市部における企業の固定資産税負担は重く、地域産業の競争力を低下させる一因にもなっていることから、土地の収益力に応じた課税方法に見直されたい。また、魅力ある都市づくりを促進するため、一定期間以上、所有・納税した企業を対象に、納税期間に応じて段階的に税負担を軽減する措置を創設されたい。

事業所税の廃止

都市インフラを有効活用した新たな事業展開を促進するため、都市部で事業を行う法人・個人のみ課税されている事業所税は廃止されたい。

・中小企業の経営基盤を強化する環境整備の促進

1. 中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保

国の中小企業対策予算は、政府予算の中でその規模があまりに小さいと言わざるを得ない。三位一体改革の実施により、今年度から財源の一部が都道府県に移譲されたが、中小企業・小規模事業対策予算については、国・都道府県がそれぞれ責任を持って、十分かつ安定的に確保されたい。

2. 資金調達の支援

事業深化や新分野進出など、積極経営に乗り出そうとする中小企業にとって、最大の課題は円滑な資金調達である。政府系金融機関においては、民間金融機関を補完するものとして、資金調達が困難な中小企業へのセーフティネット機能を強化されたい。また、新たな資金需要に対応する環境整備を促進する施策を展開されたい。

(1) 政府系金融機関による融資の拡充

政府系中小企業金融機関による安定的な資金供給体制の維持

政府系金融機関が中小企業金融において果たす役割の重要性に鑑み、平成 20 年度に設立される新機関については、民間金融機関の機能を補完するものとして、資金調達が困難な中小企業のセーフティネット機能を強化されたい。また、商工組合中央金庫の民営化に際しては、中小企業への円滑な資金供給が維持されるよう、万全の基盤整備を図られたい。

事業の将来性に着目した中小企業向け融資の拡充

担保の徴求を前提とした融資だけではなく、事業の将来性や経営者の資質、あるいは知的財産を担保にした融資制度を、政府系金融機関が率先して拡充されたい。

小企業等経営改善資金融資の拡充

小企業等経営改善資金融資については、平成 18 年度末までとなっている貸付限度額の別枠措置（450 万円）を本枠（550 万円）に統合・恒常化されたい。同時に、貸付期間の延長措置を継続し、据置期間の 12 カ月への変更や商業・サービス業の従業員規模要件の拡大を図られたい。

(2) セーフティネットの拡充

再起業者を対象にした支援制度の創設

廃業・倒産経験者が再起できる環境整備を図るため、経営者の資質や事業計画の将来性など、一定の条件を満たす場合には、政府系金融機関からの特別な支援が可能と

なる制度を創設されたい。

中小企業再生支援協議会の機能強化

今後、中小企業における不良債権処理の本格化が見込まれるため、平成 19 年度末で適用期限を迎える産業活力再生特別措置法を延長し、中小企業再生支援協議会の予算を拡充するとともに、再生支援者に対するフォロー事業の創設など機能強化を図られたい。また、信用保証協会の保証付き債権については、債権処理要件に制約もあることから、金利減免や債権譲渡などにも柔軟に対応できるよう制度改善を図られたい。

倒産防止共済制度の拡充

昭和 60 年の制度改正以降据え置かれている掛金限度額及び貸付限度額について、社会経済情勢の変化を勘案しそれぞれの限度額を引き上げられたい。さらに、共済金貸付額に応じた掛金の権利消滅割合については引き下げられたい。

(3) 資金調達手段の多様化の促進

動産担保融資の促進

不動産担保や個人保証のみに依存しない動産担保融資の普及を促進するため、信用保証協会の融資保証担保として動産を認めるほか、担保価値を評価できる統一基準の作成や、動産担保評価に関する専門人材の育成など、環境整備を図られたい。

電子債権市場の整備

経済社会の IT 化が急速に進展していることから、中小企業が IT を活用して債権・信用情報などを入手でき、債権売買などによる資金調達も可能となる電子債権市場を整備されたい。

コミットメント・ライン（特定融資枠）契約対象企業の拡大

中小企業が必要に応じて迅速に資金調達ができるよう、資本金額が 3 億円を超える株式会社となっている適用対象を拡大されたい。

3. 中小企業関係税制の拡充

中小企業の自助努力を支援し、経営基盤の強化を促すため、成長力強化に向けた政策減税を拡充するとともに、事業承継の円滑化に資する環境を整備されたい。さらに、中小企業の国際競争力の強化に向け、法人実効税率を引き下げられたい。

(1) 成長力強化に向けた政策減税の拡充

減価償却制度の抜本的見直し

中小企業の成長力強化に向けた設備更新を促進するため、減価償却制度を抜本的に見直し、残存価額の廃止や耐用年数の短縮化を図るとともに、加速度償却の選択を可能とする制度に改められたい。

中小企業投資促進税制の拡充

流通・サービス業など特定の中小企業における設備投資促進を図る中小企業等基盤

強化税制は平成 18 年度末で適用期間が終了することから、本制度を中小企業投資促進税制に統合し、制度の拡充を図られたい。

(2) 事業承継の円滑化に資する環境整備

事業承継税制の抜本的改革

事業承継税制については、財産の相続ではなく企業の存続という観点に立ち、制度を抜本的に見直すべきである。特に事業用資産については、農地に準じた納税猶予制度の導入や欧米各国で採用されている包括的な軽減措置を導入されたい。

取引相場のない株式評価の改善

取引相場のない株式評価については、規模に応じて純資産価額方式か類似業種比準方式が選択されているが、制度が複雑である上に、株価が高く評価されすぎること多いため、評価方法を抜本的に見直されたい。

同族法人の留保金課税の全廃

同族法人に対して二重の税負担を強い、内部留保による資本充実を阻害している留保金課税については、一定要件を満たす企業には課税されない措置がとられているが、これを全廃されたい。

(3) 法人実効税率の引き下げ

国際競争力強化の観点から、法人実効税率をアジア諸国並みに引き下げられたい。

4. 雇用環境の整備

成長力の源泉である人財力を強化するため、中小企業の実情に合わせた柔軟な取り組みが可能となるよう、労働法制を見直されたい。また、人口減少時代を迎え喫緊の課題となっている人材確保・活用への支援策を拡充するとともに、外国人労働者の受入れ拡大についても前向きに検討されたい。

(1) 労働法制の見直し

労働契約法における中小企業への配慮

労働契約法制定に向けては、労使自治と契約自由の原則を最大限に尊重し、統一的・画一的ルールが経営の足かせとなり、ひいては雇用に悪影響を及ぼすことがないよう、中小企業の実態を踏まえた対応を検討されたい。

労働時間制度の見直し

労働時間の長短ではなく、成果や能力などにより評価されることがふさわしい労働者が増加していることから、新たな労働時間制度の検討に際しては、一律の運用を義務付けるのではなく、企業の実情に合わせた弾力的な対応を認められたい。

(2) 人材確保・活用支援

中小企業の人材確保支援

中小企業において喫緊の課題となっている人材確保を支援するため、ジョブカフェや商工会議所などを中心に職場体験や採用力向上を支援する若者と中小企業とのネットワーク構築事業の予算を拡充されたい。

職場体験・インターンシップの受入れ促進支援

小・中学生における勤労観、職業観の育成を目指す職場体験・インターンシップの促進を図るため、受入れ先となる中小企業を対象にした助成制度を創設されたい。

企業等OB人材活用推進事業の拡充

高齢者が有する経験・技能を活用し、中小・ベンチャー企業の事業展開を支援する企業等OB人材活用推進事業を拡充し、OB人材と中小企業をマッチングさせた組織に対しては追加的な助成措置を設けられたい。

(3) 外国人労働者の受入れ拡大

留学生の就労支援

優秀な人材の確保が国際的にも本格化しつつある中、わが国においても、外国人労働者の受入れについて、国民的合意を図りつつ前向きに検討すべきである。特に、日本に対する理解も深く、コミュニケーションの問題も少ない外国人留学生については、「留学ビザ」から「就労ビザ」への切り換えを円滑化するとともに、起業準備を行う者についても在留資格を付与するなど、わが国における就労機会を拡大されたい。

外国人研修生・技能実習制度の拡充

若い技術者の確保が困難な中小企業のため、外国人研修生・技能実習制度については、技能実習期間の延長とともに、技能実習を終了した実習生は、帰国後も「技能」の在留資格で再入国を認めるなど、制度拡充に努められたい。

(4) 適格退職年金制度から特定退職金共済制度への年金資産の非課税での移換

適格退職年金制度からの移行先の選択肢を増やすために、年金資産の非課税での移換や年金受給者に対する受給権保護を担保する仕組みを法律上で明確に位置づけるなど、企業の多様なニーズに対応し、利便性の向上を図るために、特定退職金共済制度に係る法案の早期成立を図られたい。

以上